石綿に係わる事前調査を実施しましょう!!

建物などの解体等工事(改修工事含む)を行う場合、大気汚染防止法及び石綿予防規則により、 石綿に係わる**事前調査**及び**調査結果の掲示**(石綿の有無に係わらず)が**義務付けられています**。

事前調査は、石綿の飛散防止ひいては作業員の健康被害の防止に繋がりますので、適切な事前調査を実施して下さい。

石綿に係わる事前調査

目視や分析、設計図書などにより、石綿(**非飛散性石綿含有建材含む**)の使用の有無を調査して下さい。石綿が使用されている場合は、どこに何が使用されているのかの調査が必要です。

事前調査結果の掲示

事前調査の結果について、**石綿使用の有無に関わらず**、公衆に見えやすい場所に掲示してください。

「ゴミ出し」や「足場の設置」などの**工事前作業時から**掲示が必要です。

非飛散性石綿含有建材(レベル3)について

非飛散性石綿含有建材(レベル3)とは、吹き付けアスベストなどの特定石綿以外の石綿含有 建材を指します。

建材例:スレート(カラーベスト) P タイル、ケイカルなど

<u>参考 HP</u>

- ・事前調査の詳細及び結果の掲示様式(尼崎市 HP)
 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_kaitai/034dl_asbestos.html
- ・目で見るアスベスト含有建材(国土交通省 HP) http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf
- ・石綿 (アスベスト) 含有建材データベース (国土交通省 HP) http://www.asbestos-database.jp/



尼崎市 環境保全課 交通公害・騒音振動担当

ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp Tel: 06-6489-6305 Fax: 06-6489-6300